

身体拘束等の適正化に係る取組について

○身体拘束とは・・・

障害者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況であり、障害者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為をいう。



その影響として

本人の尊厳を侵害するとともに、関節の拘縮や、筋力や心肺機能、身体的能力の低下、褥瘡の発生等の身体的弊害、意思に反して行動を抑制されることによる不安や怒り、あきらめ、屈辱、苦痛といった精神的な弊害がある。

身体拘束の具体的な内容（「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」より）

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 など

身体拘束等の適正化に係る取組について

○正当な理由のない身体拘束は虐待です。

【障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律】

第2条第7項

この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

以下省略

身体拘束等の適正化に係る取組

○基準においても、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないこととされている。ただし、**緊急やむを得ない場合は、必要な措置を講じた上で**行うことは可能。

【やむを得ず身体拘束をするときの3要件】

- 1 切迫性
利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 2 非代替性
身体拘束や行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- 3 一時性
身体拘束その他の行動制限が一時的であること

※身体拘束が必要かどうかは、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要がある。また、個別支援計画には、身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載することとされている。

身体拘束等の適正化に係る取組

○やむを得ず身体拘束を行う場合に必要なこと

①身体拘束等に係る記録の作成

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

○身体拘束の適正化のために事業所が講ずべき措置

①身体拘束等の適正化のための対策を検討する 委員会の開催

②身体拘束等の適正化のための 指針の整備

③身体拘束等の適正化のための 研修の実施

※実際に身体拘束を行ったことがなくても、事業所として措置を講じる必要あり

身体拘束等の適正化に係る取組

①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催（1年に1回以上）

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について**従業員に周知徹底を図る**こと。



※ 身体拘束適正化検討委員会において想定される具体的な対応は次のとおり

- ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。
- イ 従業員は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。
- ウ 身体拘束適正化委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。
- エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正化性と適正化策を検討すること。
- オ 報告された事例及び分析結果を従業員に周知徹底すること。
- カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。

身体拘束等の適正化に係る取組

②身体拘束等の適正化のための指針の整備

身体拘束の適正化のための指針を整備すること。



※ 指針に盛り込むべき項目は次のとおり

- ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等の適正化に係る取組

③身体拘束等の適正化のための研修の実施（1年に1回以上）

従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

- 事業所における指針に基づいた研修プログラムを作成し定期的な研修を実施するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を行うことが重要
- 研修の実施内容について記録すること

身体拘束等の適正化に係る取組

身体拘束廃止未実施減算について

※対象サービス
就労定着支援、自立生活援助、相談系サービスを除く全サービス

やむを得ず身体拘束を行う場合において、次のいずれかに当てはまる場合は減算となる。

- 身体拘束等に係る記録が行われていない場合
- 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1年に1回以上開催していない場合
- 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
- 身体拘束等の適正化のための研修を1年に1回以上実施していない場合

※令和5年4月から、適用範囲が変更となり、
上記のいずれかに該当する場合、減算の対象

身体拘束等の適正化に係る取組

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（第35条の2 身体拘束等の禁止）】

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準（第48条 身体拘束等の禁止）】

【児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（第44条 身体拘束等の禁止）】

参照

**必ず基準等を確認して
ください。**

～最後に～

身体拘束等の適正化及び身体拘束廃止未実施減算については，次の資料も参考としてください。

- 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き
- 障害福祉サービス等報酬に関するQ&A（平成31年3月29日）